

# 障害福祉サービス事業等の 指定申請手続き等について

松本市健康福祉部障がい福祉課

令和4年4月 改訂版

# 障害福祉サービス事業者の指定について

## 1. 事業者の指定について

事業者の指定は、毎月1日付けで行います。なお、指定を希望する障害福祉サービス等の種類により、下記のとおり手続きが異なります。

また、申請の不備等によっては審査期間が延長する場合がありますので、ゆとりを持ってお早めに相談、申請するようお願い致します。

<指定までのスケジュール>

サービス種類	事前相談	事前協議	指定申請	指定
1. 生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、共同生活援助	希望する指定日のおおむね3か月半前まで	希望する指定日の3か月前まで	希望指定日の前々月の16日まで	毎月1日付け
2. 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、一般相談支援、就労定着支援、自立生活援助	必要なし	必要なし	希望指定日の前々月の16日まで	毎月1日付け
3. 共生型サービス	必要なし	必要なし	希望指定日の前々月末日まで	毎月1日付け

※ 事前相談の必要のないサービスについても、必要に応じて事前相談を行ってください。

## 2. 事前相談について

### (1) 相談方法について

- ①事前相談は、新規に指定を受けようとする日のおおむね3か月半前までにしてください。
- ②制度概要を把握し、概ね、実施する障害福祉サービス事業等の種類を決めたくて、御相談ください。なお、既に障害福祉サービス事業等を実施されている場合にも、御相談ください。
- ③電話では受け付けていません。必ず障がい福祉課に来庁してください。下記の事項を確認しますので、回答に責任持てる方が相談を行ってください。なお、土・日・祝日等の閉庁日は相談業務を行っていません。

#### 相談時には下記の事項を確認します

- ・事業実施に係る契機（動機）、実施予定のサービス事業を選択した理由
- ・事業方針
- ・定款：実施予定の事業を実施する旨が記載されている（記載する予定）か。
- ・実施予定の場所：土砂災害特別警戒区域等に該当していないか。
- ・他法令の遵守：用途確認、建築確認、消防設備確認など行っている（行う予定）か。

### (2) 特に注意すべき点

#### ①設備基準

申請の際に、設備に関する基準に適合している必要があることから、基準を満たしているかどうか不明確な場合は、新築、増改築、賃借を行う前に必ず建築図面等で基準に適合しているかどうか御相談ください。

その際は、建築図面等に指定基準における部屋の名称（訓練・作業室、多目的室等）及び部屋の

面積を御記入ください。

(建築基準法による基準、消防法による基準は当課で判断できませんので、それぞれの所管部署に別途御相談ください。)

## ②法人格の取得

定款については、障がい者や障がい児のそれぞれのサービスを行うことが読みとれるものでなければなりません。このような記載が現定款にない場合、定款を変更していただく必要がありますので、必ず御確認ください。

### 【記載例】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」  
複数の障害福祉サービス事業の種類を指定を受ける（受けている）場合であっても、この表記があれば足りるものとします。

※ 相談支援事業は、障害福祉サービス事業に含まれませんので、御注意ください。

※ 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければなりません。

## 3. 事前協議について

指定申請書を提出する前（指定予定日の3か月前）までに障がい福祉課に別紙「障害福祉サービス事業所等指定申請事前協議チェックリスト」等を提出のうえ、協議してください。（郵送も受け付けますが、必ず期限までに御提出ください。）協議結果については、後日お知らせしますが、不備等によっては指定予定日が延びる可能性がありますので御承知ください。

### 協議時には下記の事項を確認します

- ・事業実施計画の内容確認
- ・利用予定者数：市町村等で利用者数を確認しているか。少数の場合は**確保策**。
- ・生活介護等の場合：障害支援区分を明確にする。平均障害支援区分で人員基準が異なるため。
- ・収支予算の確認（事業の継続性及び安定性の確認）

下記事業の場合：生産活動計画書等で積算根拠を示してください。

就労継続支援A型：事業収益から利用者の**最低賃金**を保障できるか。

就労継続支援B型：事業収益から利用者の工賃を月**3,000円以上**保障できるか。

- ・サービス利用者の「対象要件」、「対象者像」等を把握しているか。
- ・平面図による設備基準の概要確認。面積が足りていないといった事態の未然防止を図ります。

## 4. 指定申請について

### (1) 申請方法

①指定は、毎月1日付けで行います。指定予定日の前々月の16日までに御提出ください。（共生型サービスについては、前々月末日までに御提出ください。）

②事業毎に申請の様式・添付書類が異なります。ホームページに掲載しているので御確認ください。

なお、随時更新しているのので、必ず申請前にダウンロードして御使用ください。

#### サービス管理責任者の要件について

障がい者（児）の支援に関する実務経験があり、①及び②を修了すること。

##### ①「サービス管理責任者等基礎研修」及び「サービス管理責任者等実践研修」

※基礎研修は、実務経験が2年に満たない段階から、受講可能。また、実践研修は、基礎研修修了後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、相談支援又は直接支援の業務に従事した者が受講可能。

※実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、同年度以降の5年度ごとに、「サービス管理責任者等更新研修」を受講すること。

（例）令和3年12月15日に実践研修を修了した場合、令和4年度が初年度となるため、令和8年度までに更新研修受講の必要がある。

##### ②「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」

#### (2) 受理について

申請書類の内容に不備がなくなったときに、受理します。なお、受理した時点から実態審査に入ります。不備等によっては指定予定日が延びる可能性がありますので、お早めに御提出ください。

#### (3) 現地確認について

指定をする前に、現地確認を行っています。その時点で、設備上の不備（※）がある場合は、指定予定年月日に指定できなくなることがありますので、御注意ください。

- （※）具体例
- ・設備基準を満たしていない（申請書の平面図と実態が異なっている等）
  - ・改修工事が完了していない
  - ・消防署の指導による設備・備品の設置が完了していない …等

## 5. 指定について

#### (1) 指定通知について

審査及び現地確認の結果、基準を満たす事業者については、指定障害福祉サービス事業者等として指定をします。指定にあたっては、指定年月日の前月末に、指定日や事業所番号を記載した指定通知書を事業者住所に送付します。事業所の見やすい場所に重要事項等と共に掲示してください。原則として、指定通知書の再発行は行いませんので、大切に保管してください。

#### (2) その他

##### ① 変更届（届出事項に変更があった場合）

指定を受けている事業の内容を変更した場合は、変更した日から10日以内に様式第2号により変更届を御提出ください。

なお、施設の移転、グループホームの住居を増やす場合も変更届により行いますが、設備基準等の確認が必要ですので、事前の協議を完了した上で変更してください。

注：指定申請時に添付した書類の中で変更したものは全て添付してください。

② 変更指定申請

生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の定員を増やす場合は、変更指定申請書（様式第1－2号）により申請し、変更指定を受けてください。

## 6. 障害福祉サービス等の申請先（申請書類の提出先）

松本市役所 障がい福祉課（東庁舎1階）